

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

平成23年12月21日

(下線部分変更)

新	旧
<p>カバー取引について 当社のカバー取引先銀行は以下の通りです</p> <p><u>商号又は名称: モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー ( Morgan Stanley &amp; Co. International PLC )</u> <u>監督を受けている当局の名称: 英国金融庁 (U.K. FSA)</u> <u>業務内容: 証券業</u></p> <p>店頭外国為替証拠金取引の手続き等について</p> <p>21. 益金に係る税金 個人が行った店頭における店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益)は、<u>2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u> 法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人</p>	<p>カバー取引について 当社のカバー取引先銀行は以下の通りです</p> <p>(新設)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の手続き等について</p> <p>21. 益金に係る税金 個人が行った店頭における店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益)は、<u>「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。</u> 詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>

新	旧
<p>税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p><u>金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u></p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	